

豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付事務を円滑に行うため、交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（重症心身障がい児等）

第2条 要綱第4条第1項における「別に定める基準により重症心身障がい児・者と認められた者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められた者をいう。

（1）障がい者総合支援法における支給決定において障がい者総合支援法に基づく指定障がい者福祉サービス等及び基準該当障がい者福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「基準という」。）の第5の1の注1の（2）に規定する重症心身障がい者。

（2）基準第7の1の注5に規定する重症心身障がい児。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（要領の失効）

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。